

専決処分の報告について

交通事故に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年11月26日提出

秦野市長 高橋 昌和



専 決 処 分 書

交通事故に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

94,908円

2 賠償の相手方

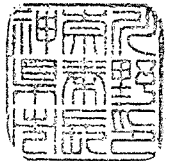
秦野市清水町7番8号

有限会社山口礦油店

代表取締役 山 口 智 久

令和2年10月12日

秦野市長 高 橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和2年8月21日午後5時10分頃

(2) 発生場所

秦野市清水町7番8号

(3) 事故の状況

都市整備課職員の運転する公用車が、給油のため上記場所のガソリンスタンドに進入した際、左側前方の安全確認が不十分であったため、有限会社山口礦油店所有の給油機に接触し、損傷させた。

(4) 本市の責任原因

左側前方の安全確認不履行

(5) 本市の過失割合

100パーセント